

裁 決 書

東京都墨田区●●●●●●●●●●●●●●●●

審査請求人 ●●●●●●●●●●

処 分 庁 墨田区福祉事務所長

審査請求人が平成２９年２月２３日に提起した、処分庁による保育所利用承諾保留処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 審査請求人は、処分庁に対し、次の内容が記載された平成28年12月8日付け保育施設（入所・転所）申込書を以て、下記(2)記載の保育園への入所申込み（以下「本件申込み」という。）をなし、処分庁は、同日、同申込書を受理した。

なお、墨田区が発行している「平成29年用保育施設利用申込みのご案内」（以下「本件申込み案内書」という。）によれば、保育施設は、認可保育園、認定こども園、小規模保育所、家庭的保育者（保育ママ）をいうとされている。これらのうち、認定こども園以外の名称は、児童福祉法（以下「法」という。）や子ども・子育て支援法が定める名称とは異なるが、以下、保育施設というときは、これらの施設・事業を指すものとする（これらの施設・事業については、本件申

益を生じた者への救済措置の請求。」とあるが、審査請求の趣旨は上記のとおりであると解する（審査請求人は、本件保育所以外の保育所や保育所以外の保育施設の利用申込みはしていないので、もし、審査請求人が本件保育所以外の保育施設の利用承諾を求めているのであれば、本件審査の対象外となる。また、審査請求人が審査請求人以外の者への救済措置を求めているのであれば、それは本件審査の対象外であり、不適法な審査請求ということになる。）。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分は、本件保育所の利用を認めないというものであり、以下の理由により不当であるとして、審査庁に対し、本件処分を取消したうえ（本件請求1）、本件保育園のうち、いずれかの保育園の利用を承諾する決定をせよ（本件請求2）、との裁決を求めるものである。

(1) 優先順位変更の公示期日に係る違法・不当

認可保育園に入園するため、事前に十分な下調べを行い、準備を行っていたにもかかわらず、入園申込み締切りからわずかに1か月半の期間しかないタイミングで、優先順位の入替え（順位15「墨田区に引き続き居住している期間が長い世帯」の順序を、順位14と入替え）の公示をしたことは、他県他区への転出及びその地での認可保育所入所の機会を奪う著しく公平性に反する行為であり、当該行為は適正ではない。

2 処分庁の主張

審査請求人の主張は、下記のとおり、理由がないとして、本件請求1及び本件請求2につき、請求棄却の裁決を求めるものである。

(1) 優先順位変更の公示期日に係る違法・不当について

本件公示に当たっては、前年度までの利用調整における課題を整理し、検討するとともに、多種多様な区民の意見、要望、区民の代表である区長及び区議会議員の意見等を踏まえ、よりよい利用調整ができるよう、毎年見直しを行っているところ、例年、入所希望月の前年11月1日に「本件申込み案内書」に

において公開している。

また、近隣の自治体（●●●、●●●、●●●、●●●、●●●）においても、平成29年4月入所の認可保育施設利用申込みの締切日の1か月前から2か月前までに、「申込みのご案内」で利用調整基準を公開している。

以上の点を踏まえ、審査請求人の前記1、(1)の主張は、本件公示時期と他県他区への転出及び認可保育所入所の機会を奪うとの点が一定程度の因果関係があったとしても、利用調整に当たっては、就労類型等の様々な側面から優先順位を決定しているため、必ずしも、このことをもって他県他区への転出及び認可保育所入所の機会を奪うとまではいえず、近隣の自治体の例を踏まえても、本件公示時期が不当であるとはいえない。

よって、本件処分は不当であるとはいえない。

理 由

本件請求2は、本件請求1が認容されることを前提としているから、まず本件請求1について検討することとする。

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法2条1項は「全て国民は、児童が・・・心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定し、同条2項は「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」と規定したうえ、同条3項は「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定している。
- (2) 法24条1項は「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（・・・）において保育しなければならない。」と規定している。
- (3) 同条3項は「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（・・・）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合そ

の他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。」と規定しているが、法附則 7 3 条 1 項の規定により、当分の間、法 2 4 条 3 項は「市町村は、保育所、認定こども園（・・・）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。」と読み替えて適用することとされている。

- (4) 児童福祉法施行規則 2 4 条は「市町村は、法 2 4 条 3 項の規定に基づき、保育所、認定こども園・・・又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合（法第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）・・・には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。」と規定している。
- (5) 墨田区保育所等の利用調整等に関する規則（以下「区規則」という。） 3 条は「保育所等の利用に係る調整及び要請並びに保育の利用の決定及び取消しに関する区長の権限は、墨田区福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に委任する。」と規定し、区規則 4 条は「支給認定を受けた児童の保護者は、保育の利用をしようとするときは、保育所等（入所・転所）申込書（第 1 号様式）により福祉事務所長に申し込むものとする。」と規定している。
- (6) 区規則 5 条 1 項は「福祉事務所長は、前条の規定による申込みがあったときは、別表第 1 に定める利用調整基準に基づき算定した指数が高い児童から順に保育の利用に係る優先順位を決定するものとする。この場合において、当該指数が同一である児童が複数ある場合は、別表第 2 に定める順位により保育の利用に係る優先順位を決定するものとする。」と規定している。

なお、上記別表 1 の利用調整基準（以下「本件利用調整基準」という。）は、保護者の状況について、保護者の就労の常態、健康状態等の面から 3 7 の類型に分け、それぞれの類型ごとに 2 0 から 4 までの数値で示した基準指数（以下、単に「基準指数」という。）と、生活保護及びひとり親家庭に係る福祉的側面、

保護者の就労実績、児童の保育状況等の面から26の類型に分け、それぞれ8からマイナス5までの数値で示した調整指数（以下、単に「調整指数」という。）とで構成されている。区規則5条1項によれば、基準指数と調整指数を合算した数値（以下、単に「指数」という。）をもとに優先順位を決定することになる。

また、上記別表 2 に定める順位（以下「本件順位区分」という。）は、保護者の状況、市町村民税額等により 25 の項目に区分され、順序づけられている。

2 本件処分に至る経過

- (1) 処分庁は、平成29年1月23日から同年2月6日までの間、保育施設の入所希望者全員について、本件利用調整基準及び本件順位区分を当てはめることにより平成29年4月の入所に係る利用調整を行った。
- (2) 審査請求人が入所を希望した本件保育所は、いずれも●歳児の入所希望児童数が募集定員を大幅に上回った（例えば、●●●●●●●●●●●●が●●人の募集に対し入所希望児童数●●●人、●●●●●●●●●●●●が●●人の募集に対し入所希望児童数●●●人、●●●●●●●●●●●●が●●人の募集に対し入所希望児童数●●●人）。
- (3) 処分庁は、審査請求人から申込時に提出された書類をもとに、審査請求人の基準指数及び調整指数を算定したところ、次のとおりであり、その合計は●●点であった。

ア 基準指数

イ 調整指数

- (4) 処分庁が行った利用調整は、先ず、指数により優先順位を決め、指数が同一の場合は、本件順位区分により優先順位を比較するものであるが、その結果は、次のとおりであった。

ア ○○○○○○○○について

イ ●●●●●●●●●●について

記次第で、延分月は、審査請求人に平成29年2月10日付け保育施設利

知事を受領した。

中込み案内書等の証拠により認定することができ、これに反する証拠はな

月の入所に係る利用調整を行った結果、本件処分に至ったものであり、そ

請求人の主張は、つまるところ、わずか1か月半の期間しかないタイミン

公示期間が一番短い●●●は、平成２９年４月入所の認可保育施設利用申込みの締切日の２８日前に、公示期間が一番長い●●●は２か月２３日前に、それぞれ利用調整基準（優先順位を含む。）を公開しており、その他の区も、１か月１４日ないし１か月２８日前に公示していることに照らし、墨田区の公示期間（１か月１５日）が他の近隣自治体と比べて特に短いとは認められない。

本件公示は、例年、入所希望月の前年１１月１日（１日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日）に本件申込み案内書において公開しているものである。これは、前年度までの利用調整における課題を整理、検討するとともに、多種多様な区民の意見、要望等、住民の代表である区長及び区議会議員の意見等を踏まえ、よりよい利用調整ができるよう、毎年見直しを行い、上記の時期に公開しているものである。したがって、本件処分に係る年度に限って、このタイミングより早い時期に公開しなかったからといって、違法・不当とはいえない。

審査請求人は、平成２９年４月入所の認可保育施設利用申込みの締切日のわずか１か月半前に優先順位変更を公示したことにより、審査請求人らが他県他区へ転出し、その地で保育園探しをやり直し、認可保育所入所申し込みをする機会を奪われたと主張する。

確かに、１か月半の間に、他県他区へ転出し、その地で保育園探しをやり直し、認可保育所入所申し込みをすることは、現実的には困難であると思われるが、仮に、公示期間が一番長い●●●と同様に２か月２３日前に優先順位変更を公示したとしても、この間に、審査請求人らが他県他区へ転出し、その地で保育園探しをやり直し、認可保育所入所申し込みをすることができたとは限らない。また、これができたとしても、本件児童が当該認可保育園に入所できるかどうかは、当該保育園の●歳児の入所希望児童数と募集定員に鑑み、当該自治体の利用調整基準及び優先順位を適用した結果、本件児童が募集定員内に入ることができるかどうかによるのであって、不確定要素が極めて大きいと言わざるを得ない。

以上によれば、本件公示時期がもっと早ければ、本件児童が他県他区の認可保育園に入所できたとは必ずしも言えないから、本件公示時期と本件児童の他県他区の認可保育園の入所との間には、法的な意味での相当因果関係があるとは認められない。

また、近隣の自治体の例を踏まえても、本件公示時期が違法・不当であるとはいえない。

よって、審査請求人の前記審理関係人の主張の要旨 1、(1)の主張には理由がない。

4 本件請求 2 について

上記次第で、本件請求 1 を認めることはできないから、本件請求 1 を前提とする本件請求 2 も認めることができない。

5 その他陳情について

なお、審査請求人は、審査請求書に「その他陳情」を記載しているが、これらは、本件審査請求において判断する事項には該当しない。

6 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

7 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成 29 年 7 月 25 日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して 1

年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

平成29年7月25日

墨田区長 山 本 亨